

I 香川県侵略的外来種リストの作成にあたって

1 侵略的外来種とは

我が国（環境省）の「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月）によると、「外来種」とは導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種をいう。この際、その導入については意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させることを指し、また導入の時期は問わない。さらに、自然分布域とはその生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域を意味し、生物種とは分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含んでいる。

ところで、外来種には以下のように4つに分類・定義される。その第一は「国外由来の外来種（外来生物法で定義する外来生物）」であり、「外来種」のうち、我が国に自然分布域を有していない生物種を指す。

第二には、「国内由来の外来種」であり、我が国に自然分布域を有している（在来種）が、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種を指す。

第三は本リストにおいて取り扱う「侵略的外来種」である。これは、外来種のうち、わが国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかつた影響をもたらすものをいう。

最後の第四は、「特定外来生物」であり、これは生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物を指す。これは、生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等が規制されている。

外来種

国外又は国内の他の地域から人を介して導入されることにより本来の生息地又は生育地以外の地域に存することとなる生物。

侵略的外来種

外来種被害行動計画に基づき国がリスト化。

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの。

県侵略的外来種リスト

外来種被害行動計画に基づき県がリスト化。
侵略的外来種のうち、その地域に生息する又は侵入する恐れのあるものをリストアップしたもの。

特定外来生物

我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれのあると認められる外来生物として、外来生物法に基づき指定されたもの。飼育・栽培、運搬、輸入などが規制される。

2 侵略的外来種リスト作成の背景・目的

ところで、我が国の外来種対策は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（平成17年6月施行）に基づき実施されてきた。同法により指定された特定外来生物は、輸入・飼養等が規制されるとともに、防除が推進される。

さらに、「要注意外来生物」が平成17年に選定された。この選定の目的は、被害のおそれがあるが、法的な規制をかけることによる弊害が懸念される外来種等についても取り扱いに係る注意喚起等を図るためである。しかし、「要注意外来生物」については、具体的な対策の方向性等が示されていない等の課題があった。さらに、外来生物法の規制対象とならない国内由来の外来種への対策の必要性も高まっていた。

平成27年になると、環境省は「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を公表した。この計画では47都道府県が、「侵略的外来種リスト」を令和2（2020）年までに策定することを目標に掲げている。

ところで、香川県においても、外来種問題は深刻化しており、オオキンケイギクなどの外来植物の繁殖が県内各地で確認されているほか、セアカゴケグモの発見事例が年々拡大しており、人身被害の発生などが懸念されている。また、ヒアリやアカカミアリ、アルゼンチンアリなどが隣接県にまで迫っており、香川県内への侵入が警戒されている。

したがって、香川県内の侵略的外来種の現状について県民に広く周知し、十分な理解を得ることが課題となっている。

このため、本県の地域性や実状を踏まえ、影響・被害が大きく対策が必要な外来種を明確化するとともに、県民の外来種問題への関心や理解を高め、防除意識の向上を図ることを目的として「侵略的外来種リスト」を香川県で初めて作成することとした。

このリストは、優先度を踏まえた適切な防除についての検討を進めるための基礎資料として活用するとともに、本リストを県民に公表することで、公表した外来種を飼養・栽培しないように普及啓発に取り組み、香川県内の生物多様性の保全に資するものとする。

3 選定理由など（表1を参照）

（1）選定理由

本リストでは、国（環境省）のリストの選定理由を参照した。国のリストでは動物と植物で別の選定理由の項目が設定されているが、本リストではよりわかりやすいように、動物と植物で統一した選定理由の項目を設定した。

（2）対策優先度の要件

対策優先度の要件は、全て国の項目を採用した。

【表1】国（環境省）と香川県の選定理由、対策優先度の要件の比較一覧

区分	国(環境省)		香川県
	(動物)	(植物)	
選定理由	I. 生態系被害が大きいもの。	I. 生態系被害のうち交雑が確認されている、またはその可能性が高い。	I. 生態系被害が大きいもの。
	II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い。	II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い。	II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い。
	III. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの。	III. 人体に重篤な被害を引き起こす、またはその可能性が高い。	III. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの。
	IV. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの。	IV. 生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い。	IV. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内や近隣県への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの。
		V. 生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もある。	V. (植物のみ) 生生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もある。
国(環境省)		香川県	
対策優先度の要件	①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。	①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。	
	②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。	②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。	
	③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。	③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。	
	④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。	④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。	
	⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。	⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。	
分布の区分	県内限定分布種：香川県で確認されている分布地が1・2か所程度で限定される種。 県内点在分布種：香川県で確認されている分布地域が数箇所ある種。 県内広域分布種：香川県内に広く分布する種。(分類群毎に判断)		
防除対象種の選定区分	◎：具体的な防除対策が取れ、その効果も期待できると考えられる種 (例)タイリクバラタナゴ ○：香川に侵入した時期が浅い、もしくは分布が限られているため、早期に防除することが好ましいと考えられる種 △：すでに県下に広く分布し防除が現実的に困難であるが、移動や放流を禁止するなどの普及・啓発をしていく必要があると考えられる種 (例)アカミミガメ、ウシガエル、ブラックバス、ブルーギル ー：防除対象外種		

4 侵略的外来種のカテゴリ区分

香川県侵略的外来種リスト選定種については、対策の優先度を明確にするため、以下のようなカテゴリに区分した。なお、本リストは県内に既に侵入している「侵略的外来種のリスト」である。県内に未侵入であるが警戒すべき侵略的外来種については、「侵入警戒種リスト」として別添している。

（1）総合対策外来種

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

1) 緊急対策外来種

「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方（2頁の表1を参照）に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種。特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。

2) 重点対策外来種

「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。

3) その他の総合対策外来種

（2）定着予防外来種

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

1) 侵入予防外来種

国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある種。

2) その他の定着予防外来種

侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。

（3）産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

(4) 特別選定種

環境省のリストにないが、香川県で問題となりそうな侵略的外来種。

5 選定の体制

香川県侵略的外来種リスト作成のための調査については、これまでの「香川県レッドデータブック改訂検討業務」によって検討された改定作業に関する基本計画に基づいて、希少種の調査と同時並行で実施した。具体的な実施に当たっては、「レッドデータブック改訂検討会議」を開催し、必要な協議を行った。「香川県侵略的外来種リスト」は、国（環境省）によるカテゴリの変更や各分類群の代表者意見を適宜反映させながら、改訂を重ねて作成した。改訂検討会議のメンバーは以下のとおりである。

植 物	末広喜代一
哺乳類	金子 之史
鳥 類	大川 庫弘
両生・爬虫類	篠原 望
汽水・淡水魚類	安藝 昌彦
昆虫類	伊藤 文紀
甲殻類	金森 正博
陸産・淡水産貝類	多田 昭・矢野 重文

